

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200270号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を令和2年5月1日から令和元年10月1日に訂正し、令和元年10月から令和2年4月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

令和元年10月1日から令和2年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における令和2年5月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1(1)のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における令和2年12月1日から令和4年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1(2)のとおりとする。

なお、上記訂正後の標準報酬月額について、訂正請求日(令和5年1月12日)以降に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA社における令和2年10月23日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2(1)のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求者のA社における令和2年12月23日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2(2)のとおりとする。

なお、訂正請求日(令和5年1月12日)以降に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年10月1日から令和2年5月1日まで
② 令和2年5月1日から令和4年8月1日まで
③ 令和2年10月23日
④ 令和2年12月23日

請求期間①について、令和元年 10 月 1 日から勤務したが、入社当初はA社が年金事務所に対する届出を行わなかったため、年金記録における厚生年金保険の被保険者資格取得日が令和 2 年 5 月 1 日になっている。

請求期間②について、年金記録の標準報酬月額よりも高額な給与であり、また、請求期間③及び④について、年金記録に標準賞与額の記録はないが、賞与が支給された。

当該事業所に対し、解雇後の地位確認のほか、未払賃金の支払を求めた裁判の判決書等の資料を提出するので、請求期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日（令和 5 年 1 月 12 日）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

- 2 請求期間①について、本件訂正請求日においては、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の令和 2 年 5 月 1 日と記録されている。

しかしながら、請求者が所持する雇用契約書及び出勤簿並びにB地方裁判所の判決によると、請求者は、請求期間①において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、商業・法人登記簿謄本及び日本年金機構の回答によると、当該事業所は、請求期間①において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

また、事業主は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の請求期間①について、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していないと述べている上、請求者は、請求期間①当時の給料支払明細書を所持しておらず、請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、B地方裁判所の判決（令和 4 年 7 月 15 日判決言渡）により、請求者は、請求期間①のうち令和元年 10 月分から同年 12 月分までの給与の支払を受けていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求期間①について、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

しかし、前述のとおり、請求者は、請求期間①において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められることから、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年 10 月 1 日に訂正し、令和元年 10 月から令和 2 年 4 月までの標準報酬月額については、B地方裁判所の判決及び日本年金機構の回答から、41 万円とすることが必要である。

ただし、請求期間①については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち令和 2 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日においては、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、オンライン記録によると、A社における標準報酬月額は 36 万円と記録されている。

しかしながら、請求者が所持する雇用契約書及びB地方裁判所の判決によると、請求者の当

該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）を上回る 41 万円であったことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき行われる標準報酬月額の記録訂正については、請求者が事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えない範囲で認定することとなる。

また、請求者が所持する給料支払明細書及びC市から提供された給与支払報告書により、当該期間における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）に見合う額であることが確認できることから、当該期間について、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

しかし、前述のとおり、当該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）を上回る 41 万円であったことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、別表の 1（1）のとおりとすることが必要である。

ただし、当該期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②のうち令和 2 年 12 月 1 日から令和 4 年 8 月 1 日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、A 社における標準報酬月額は 36 万円と記録されている。

しかしながら、請求者が所持する雇用契約書及びB地方裁判所の判決によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（36 万円）を上回っており、令和 2 年 12 月から令和 3 年 6 月までは 41 万円、令和 3 年 7 月から令和 4 年 7 月までは 47 万円であったことが確認できる。

したがって、請求者の当該事業所における当該期間の標準報酬月額については、別表の 1（2）のとおりとすることが必要である。

- 5 請求期間③について、本件訂正請求日においては、既に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、オンライン記録によると、A 社における標準賞与額は記録されていない。

しかしながら、請求者が所持する給料支払明細書及び賞与の振込口座に係る普通預金取引明細証明書によると、請求者は、令和 2 年 10 月 23 日に 32 万円の賞与の支払を受け、当該賞与から 32 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の当該事業所における令和 2 年 10 月 23 日の標準賞与額については、別表の 2（1）のとおりに訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求期間④について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、A 社における標準賞与額は記録されていない。

しかしながら、請求者が所持する給料支払明細書及び賞与の振込口座に係る普通預金取引明細証明書によると、請求者は、令和 2 年 12 月 23 日に 16 万円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

したがって、請求者の当該事業所における令和 2 年 12 月 23 日の標準賞与額については、別表の 2（2）のとおりとすることが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2200270 号
 厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2300037 号

1 【標準報酬月額に係る訂正】

		1（1）	1（2）
訂正期間	訂正前の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第 75 条本文 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 第 75 条ただし書 による訂正後の 標準報酬月額※
令和 2 年 5 月から同年 11 月まで	36 万円	41 万円	—
令和 2 年 12 月から令和 3 年 6 月まで		—	41 万円
令和 3 年 7 月から令和 4 年 7 月まで		—	47 万円

※ 上記 1（2）の厚生年金保険法第 75 条ただし書による訂正後の標準報酬月額については、訂正処理時に厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間を含む。

2 【標準賞与額に係る訂正】

		2（1）	2（2）
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条ただし書 による訂正後の 標準賞与額
令和 2 年 10 月 23 日	記録なし	32 万円	—
令和 2 年 12 月 23 日		—	16 万円